

# 豊田市農産物輸出推進戦略策定業務委託プロポーザル実施要領

## 1 契約の目的

本委託は、豊田市農産物ブランド化推進協議会（以下、「協議会」という。）において農家所得向上を目的とした市内産農産物の海外への販路開拓を図るため、現状や課題、ニーズ等を把握した上でブランドとしての強みを見極め、今後の事業の指針に活用する輸出推進戦略の策定等の業務を委託するものである。

## 2 企画提案を求める業務の概要

### （１）委託業務の名称

豊田市農産物輸出推進戦略策定業務

### （２）委託業務の内容

別紙「豊田市農産物輸出推進戦略策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

### （３）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金 2, 5 0 0, 0 0 0 円（税込）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

### （４）業務委託期間

委託契約締結日の翌営業日を始期とし、令和 8 年 2 月 2 7 日（金）を終期とします。

### （５）業務の流れ

#### ア 委託業務内容詳細の協議

採択された企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて、協議会と受託事業者で協議し決定します。

#### イ 業務の実施

受託事業者は契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始してください。

#### ウ 実施報告

業務の実施結果を報告書にまとめ、協議会に提出してください。

### 3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ・ 本件業務に関連する専門知識やノウハウを有していること。
  - ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
  - ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
  - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
  - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - ・ 「豊田市入札参加停止等要綱」による指名停止措置期間中の者でないこと。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
  - ・ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
  - ・ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市税等の滞納がない者であること。
- ※上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

### 4 日程

|                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 令和7年6月2日（月）     | 公募開始                           |
| 6月9日（月） 午後5時必着  | 質問受付期限                         |
| 6月11日（水） 午後5時必着 | 参加申込書提出期限<br>（参加資格を事務局にて審査します） |
| 6月13日（金） 予定     | 参加資格審査結果の通知<br>質問の回答期限         |
| 6月19日（木） 午後5時必着 | 企画提案書提出期限                      |
| 6月26日（木） 予定     | 企画提案審査                         |
| 6月27日（金） 以降     | 採択通知・契約締結                      |
| 令和8年2月27日（金）    | 業務完了                           |

## 5 ヒアリングの実施及び選考委員会

(1) 日時 令和7年6月26日(木) 午後3時から午後5時までの指定する30分間

(2) 場所 豊田市役所会議室 ※具体的な時間及び場所は、対象者に後日連絡する。

(3) 発表順 選考委員会ヒアリング開催通知において指定する時間・順番で行う。

### (4) 留意事項

- ・ 準備5分、説明時間15分以内、質疑応答10分とする(時間厳守)。
- ・ 出席者は3名以内とする。
- ・ 説明資料は、提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
- ・ 説明は、PC使用可とするが、使用する場合は、事前に事務局へ申し出ること。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を開催する。
- ・ 社会情勢によってヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため、対応できるようにすること。

## 6 選考委員(予定)

**委員長** 豊田市農産物ブランド化推進協議会副会長 谷原 美保

**委員** 豊田市農産物ブランド化推進協議会幹事長 正田 一男

あいち豊田農業協同組合園芸農産課長 前田 真美

あいち豊田農業協同組合猿投営農センター長 大津 好史

東海農政局経営・事業支援部 輸出促進課長 笹尾 剛

## 7 企画提案の応募に関する書類提出等

### (1) 書類提出先・質問受付

〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60 (豊田市役所西庁舎7階)

豊田市農産物ブランド化推進協議会事務局(産業部農政企画課内)

電話: 0565-34-6640

電子メールアドレス: nousei@city.toyota.aichi.jp

### (2) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書(様式1)により受け付けます。

受付期限: 令和7年6月9日(月) 午後5時必着

質問方法: 電子メール

※ 電子メールの件名は「豊田市農産物輸出推進戦略策定業務企画提案質問」としてください。

回答方法: 令和7年6月13日(金)までに参加者に電子メールにて行います。

その他：電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案の公平性を保てないと判断した場合の質問などは、一切受け付けることができません。

### **(3) 参加申込書類の提出と参加資格審査**

#### **ア 参加申込書類**

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各1部）。

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 誓約書（様式3-1）
- ③ 役員名簿（様式3-2）
- ④ 直近2期分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、附属明細表）
- ⑤ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ⑥ 納税証明書（発効後3か月以内のもの、写し可）
  - ・ 国税（消費税及び地方消費税、法人税等）
  - ・ 都道府県税（愛知県が賦課徴収するものに限る。）
  - ・ 市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
  - ・ 本店が所在する都道府県の事業税（愛知県税の納税義務がある場合を除く。）

#### **イ 参加申込書類の提出期限・提出方法**

提出期限：令和7年6月11日（水）午後5時必着

提出方法：郵送又は持参

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時とします。

#### **ウ 参加資格審査**

参加申込書類により事務局にて審査を行い、審査結果を企画提案応募者にメールにて通知します。

### **(4) 企画提案書類の提出**

#### **ア 企画提案書類**

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出してください。

- ① 企画提案書かがみ（様式4） 1部
- ② 企画提案書（様式4-1） 10部（正本1部、写9部）
- ③ 見積書（任意様式・積算内訳を記載） 2部（正本1部、写1部）

#### **イ 企画提案書類作成上の注意点**

- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営するため、アの写9部は、企画提案者名が分からないよう印刷してください。

- ・ 企画提案書（様式４－１）は、作成上の留意点を厳守し作成してください。特に、企画提案者の名称を記載するのは正本１部の表紙のみとし、その他の部分には一切記載しないでください。
- ・ 見積書には、仕様書５（１）～（６）を踏まえてそれぞれの経費明細を記載してください。また、正本１部にのみ、企画提案者が分かる情報（企画提案者名、所在など）を記載してください。

## ウ 記載項目

### ① 業務経歴

３ 応募資格に記載の要件を満たすことがわかる資料（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、業務担当者として従事したことがわかる書類の写し等）

### ② 業務担当体制

業務担当者等の資格、経歴、同種・類似業務の実績、現在の担当業務

### ③ 業務実施方針

実施方針、具体的な業務の実施方法、課題及びその対応等

### ④ 本業務への提案や意見

提案者の保有する情報、公開されている情報等を活用し、以下の内容について記載すること。

- ・ 品目、輸出先国のニーズ等を踏まえた市場調査の候補地選定
- ・ 既存輸出品目を含めた市内農産物の輸出可能性
- ・ 今後の輸出拡大を見据えた具体的な業務展開

### ⑤ 工程計画

当該年度における具体的な工程表（資料作成、打合せ、販促物作成など）

## エ 企画提案書類の提出期限・提出方法

提出期限：令和７年６月１９日（木）午後５時必着

提出方法：郵送又は持参

※ 持参の場合の受付は、平日の午前８時３０分から午後５時とします。

## オ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

## （５）選定方法等（企画提案審査）

別紙「審査基準」のとおりとします。

- ・ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション審査を行います。

- ・ 企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とします。
- ・ 企画提案審査結果をもとに、協議会が委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行います。ただし、第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

## **8 選定結果の通知・公表**

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知します。
- ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、協議会のホームページで公表します。
- ・ ホームページでの公表の内容は、各企画提案者の順位、獲得点数、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しません。

## **9 その他**

### **(1) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施における協議会との間で使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨とします。

### **(2) 提出書類の取り扱い**

- ・ 企画提案者が協議会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作の著作権は、当該企画提案者に帰属します。ただし、採択された企画提案者の企画提案書を除きます。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案者が負うものとします。
- ・ 提出書類は返却しません。

### **(3) 企画提案応募に関する費用負担**

- ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案者自身が負担してください。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがあります。
- ・ なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

### **(4) 説明会**

企画提案に関する説明会は行いません。

## **（５）協議会との連絡・調整**

受託事業者に選定された場合には、協議会の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら委託業務を進めることとします。

### **１１ 本件に関する問い合わせ先**

豊田市農産物ブランド化推進協議会事務局（豊田市産業部農政企画課内）

住所：愛知県豊田市西町３－６０（豊田市役所西庁舎７階）

電話：０５６５－３４－６６４０

電子メールアドレス：nousei@city.toyota.aichi.jp

## 資本関係又は人的関係について

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 資本関係          | <p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 人的関係          | <p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> |
| (3) その他プロポーザルの適正さ | <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |



|                |  |
|----------------|--|
| が阻害されると認められる場合 |  |
|----------------|--|